

非公式記

投資委員会布告

第 1/2565 号

件名：投資促進措置

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名「投資奨励政策および基準」に引き続き、

ターゲット産業における大型プロジェクトの投資が迅速に行われるよう促進するため、投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 35 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 全ての県を投資奨励区とする。

第 2 項 条件

2.1 グループ A1、A2 および A3 に該当する事業であること。ただし、次の業種は除く。

(1) 航空輸送事業、海上輸送事業など事業所のない業種

(2) 南部国境地域または特別経済開発区のみ立地するという条件

がある業種

2.2 各投資奨励措置により合計 8 年間を超えない法人所得税免除恩典が付与されたプロジェクトであること。

2.3 奨励証書発給日より 12 カ月以内に 10 億バーツ以上の投資（土地代および運転資金を除く）を実施すること。

2.4 奨励受理回答期限および奨励証書発給証拠提出期限の延長は認められない。ただし、機械輸入期限および操業開始期限の延長は検討の余地がある。

2.5 追加恩典を申請するために奨励証書発給日より 18 カ月以内に事務局が指定する書式を用いて、投資実施済みの証拠を提出すること。尚、必要に応じて追加恩典を申請するための投資実施済みの証拠提出期限延長を検討する。本措置に基づく追加恩典申請日時時点で法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていなければならない。

第 3 項 追加恩典

法人所得税免除期間満了後に投資による純利益を対象とし、さらに 5 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50% で減税する。

第 4 項 本布告は仏暦 2565 年（2022 年）1 月 4 日から仏暦 2565 年（2022 年）の最終営業日までの間に奨励申請書を申請するプロジェクトに適用する。

第 5 項 全投資規模プロジェクトを対象として本措置に基づく追加恩典を申請するためのプロジェクトの改定の認可・不認可、および必要に応じて追加恩典を申請するための投資実施済みの証拠提出期限延長の検討について代行として活動する事務局に委任する。

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 1/2565

เรื่อง มาตรการกระตุ้นการลงทุน

尚、仏暦 2565 年（2022 年）1 月 4 日より有効とする。

発布日：仏暦 2565 年（2022 年）2 月 21 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

投資委員会委員長